

令和元年9月

歯科受診患者の皆様へ

千葉歯科医療センター長

## 消費税引き上げに伴う歯科治療自由診療分の税率適用について

皆様には日頃よりご協力を頂き感謝申し上げます。すでにご承知の通り、令和元年10月より消費税率が10%に引き上げられます。これに伴う歯科治療自由診療分の税率適用については以下のとおりとなります。今後ともよろしくお願い致します。

- ① 歯科治療自由診療分については、令和元年10月1日以降の診療費請求分の消費税は10%になります。
- ② 令和元年9月30日より前に患者様と契約しました歯科治療自由診療分については、9月30日までの受領額については消費税8%を適用し、10月1日以降の受領額については消費税10%を適用することになります。